



- 一 調達安定化措置の目標
- 二 調達安定化措置の内容及び実施時期
- 三 調達安定化措置の実施に伴い必要となる資金の額及びその調達方法
- 四 特定事業協同組合等が新商品又は新技術の研究開発に必要な試験研究費に充てるためその構成員に対し負担金の賦課をしようとする場合にあっては、その賦課の基準
- 五 その他農林水産省令で定める事項
- 3 農林水産大臣は、第一項の承認の申請があつた場合において、その計画が、次の各号に適合するものであると認めるときは、その承認をするものとする。
- 1 当該計画に係る特定農産加工業者が第二条第二項第二号に規定する農産物の輸入に係る事情の著しい変化に対応して新たな経済的環境に円滑に適応するために有効なものであつて、農林水産省令で定める基準に適合するものであること。
- 2 原材料たる農産物の国内の生産地との連携の強化その他の生産地からの当該農産物の調達の方法が適切なものであること。
- 3 その他政令で定める基準に適合するものであること。
- 4 農林水産大臣は、第一項の承認をしたときは、遅滞なく、その旨を同項の計画に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に通知しなければならない。
- 5 前条第一項及び第二項の規定は、第一項の承認を受けた者について準用する。この場合において、同条第一項及び第二項中「都道府県知事」とあるのは「農林水産大臣」と、同項中「第六条第一項第一号、第七条及び第十二条第一項」とあるのは「第六条第一項第二号、第七条及び第十一条第二項」と、「経営改善措置又は事業提携」とあるのは「調達安定化措置」と読み替えるものとする。
- 6 第三項の規定は前項において読み替えて準用する前条第一項の承認について、第四項の規定は当該承認及び前項において読み替えて準用する同条第二項の規定による承認の取消しについて、それぞれ準用する。
- (株式会社日本政策金融公庫からの資金の貸付け)
- 第六条** 株式会社日本政策金融公庫は、株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七条）第十一條に規定する業務のほか、次の各号に掲げる者に対して、食料の安定供給の確保又は農業の持続的かつ健全な発展に資する長期かつ低利の資金であつて当該各号に定めるもの（他の金融機関が融通することを困難とするもの（中小企業者（同法第二条第三号に規定する中小企業者をいう。）に対するものであつてその償還期限が十年を超えるものに限る。）の貸付けの業務を行うことができる。
- 一 第三条第一項又は第二項の承認を受けた者（同項の承認に係る合併により設立した法人又は当該承認に係る出資に基づいて設立された法人を含む。）同条第一項又は第二項の承認に係る計画に従つて経営改善措置又は事業提携を行うのに必要な資金のうち、新商品若しくは新技術の研究開発若しくは利用（これらのために施設を改良し、造成し、若しくは取得し、若しくは費用を支出して行うもの又はこれらの利用に関する権利を取得するものに限る。次号において同じ。）に必要なもの又は事業の転換、事業の合理化若しくは事業提携を行うのに必要な製造若しくは加工のための施設の改良、造成若しくは取得に必要なもの
- 二 前条第一項の承認を受けた者は、当該承認に係る計画に従つて調達安定化措置を行うのに必要な資金のうち、新商品若しくは新技術の研究開発若しくは利用に必要なもの又は調達先としての指定農産物の生産地の変更、代替原材料の使用、原材料たる指定農産物等の効率的な使用若しくは原材料たる指定農産物等若しくは代替原材料の保管を行うのに必要な製造若しくは加工のための施設の改良、造成若しくは取得に必要なもの
- 2 前項に規定する資金の貸付けの利率、償還期限及び据置期間については、政令で定める範囲内で、株式会社日本政策金融公庫が定める。
- 3 第一項の規定により株式会社日本政策金融公庫が行う同項に規定する資金の貸付けについての株式会社日本政策金融公庫法第十一項第六号、第十二条第一項、第三十一条第二項第一号

- 四、第四十一条第二号、第五十三条、第五十八条、第五十九条第一項、第六十四条第一項第四号、第七十三条第三号及び別表第二第九号の規定の適用については、同法第十一条第一項第六号及び第十二条第一項中「掲げる業務」とあるのは「掲げる業務及び特定農産加工業経営改善等臨時措置法第六条第一項に規定する業務」と、同法第三十一条第二項第一号ロ、第四十一条第二号及び第六十四条第一項第四号中「又は別表第二第二号に掲げる業務」とあるのは「別表第二第二号に掲げる業務又は特定農産加工業経営改善等臨時措置法第六条第一項に規定する業務」と、「同項第五号」とあるのは「特定農産加工業経営改善等臨時措置法」と、同法第七十三条第三号中「同項第五号」とあるのは「第十一条及び特定農産加工業経営改善等臨時措置法第六条第一項」と、同法別表第二第九号中「又は別表第一第一号から第十四号までの下欄に掲げる資金の貸付けの業務又は特定農産加工業経営改善等臨時措置法第六条第一項に規定する業務」とする。
- (資金の確保)
- 第七条** 国及び都道府県は、第三条第一項若しくは第二項又は第五条第一項の承認を受けた者がこれらに係る計画に従つて経営改善措置、事業提携又は調達安定化措置を行うのに必要な資金の確保に努めるものとする。
- (指導及び助言)
- 第八条** 国及び都道府県は、第三条第一項若しくは第二項又は第五条第一項の承認を受けた者に対して、経営改善措置、事業提携又は調達安定化措置の円滑な実施に必要な指導及び助言を行うものとする。
- (合理化施策の推進)
- 第九条** 国及び都道府県は、特定農産加工業者が行う経営改善措置、事業提携又は調達安定化措置と併せて、特定農産加工業者の新たな経済的環境への適応を円滑にするため、農業の生産性の向上、技術の研究開発の推進その他の農産加工業の合理化の促進に必要な措置を適切に講ずるよう努めるものとする。
- (雇用の安定等)
- 第十条** 国は、特定農産加工業者が農産加工品及びその原材料たる農産物の輸入に係る事情の著しい変化により事業活動の縮小を余儀なくされた場合においては、その特定農産加工業者の雇用する労働者について、失業の予防その他雇用の安定を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 2 国及び都道府県は、特定農産加工業者が事業の転換を行う場合又は事業活動の縮小を余儀なくされた場合には、その特定農産加工業者に雇用されていた労働者について、職業訓練の実施、就職のあっせんその他の者の職業及び生活の安定に資するため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- (報告の徵収)
- 第十二条** 都道府県知事は、第三条第一項又は第二項の承認を受けた者に対し、これらの承認に係る計画の実施状況について報告を求めることができる。
- 2 農林水産大臣は、第五条第一項の承認を受けた者に対し、当該承認に係る計画の実施状況について報告を求めることができる。
- (権限の委任)
- 3 この法律に規定する農林水産大臣の権限は、農林水産省令で定めるところにより、地方支分部局の長に委任することができる。



この法律は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成一九年五月二五日法律第五八号）抄

（施行期日）  
（罰則に関する経過措置）  
第一条 この法律は、平成二十年十月一日から施行する。

第八条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第九条 附則第二条から前条までに定めるものほか、この法律の施行に際し必要な経過措置は、政令で定める。

**附 則**（平成二一年六月二四日法律第五六号）抄

（施行期日）  
第一条 この法律は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成二三年五月二日法律第三九号）抄

（施行期日）  
第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第五条第一項及び第四十七条並びに附則第二十一条から第五十一条までの規定は、平成二十四年四月一日から施行する。

（株式会社日本政策金融公庫法等の改正に伴う経過措置）

第二条 前項に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（罰則の適用に関する経過措置）

第五十一条 附則第一条ただし書に規定する規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**附 則**（平成二六年六月一一日法律第六二号）

この法律は、公布の日から施行する。ただし、第十二条第一項の改正規定は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

**附 則**（平成二八年三月三一日法律第一五号）抄

（施行期日）  
第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

第一百六十八条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（政令への委任）

第一百六十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に際し必要な経過措置は、政令で定める。

**附 則**（令和元年六月五日法律第二二号）

この法律は、公布の日から施行する。

**附 則**（令和六年四月一二日法律第一五号）

この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第一条の改正規定は、公布の日から施行する。